

変更届（製造業・輸入業）

次の事項について変更が生じた場合、変更内容を説明又は証明する書類を添えて30日以内に届出を行うこと。

- ①氏名又は住所（法人にあっては、その名称又は主たる事務所の所在地）。
- ②毒物又は劇物を製造し、貯蔵し、又は運搬する設備の重要な部分。
- ③製造所、営業所又は店舗の名称。
- ④移転を伴わない住居表示変更による所在地の変更。
- ⑤製造(輸入)している品目を廃止したとき。
- ⑥（製造業）原体の一貫製造を小分け製造に変更する場合。

（提出部数）

1部

1. 変更届記載上の留意点

- （1）業務の種別欄には、毒物劇物製造業、毒物劇物輸入業の別を記載すること。
- （2）登録年月日は有効期間の開始年月日を記載すること。
- （3）変更内容は、変更前後の内容がはっきりわかるように記載すること。
- （4）申請年月日は、提出日を記載すること。
- （5）住所及び氏名は登録票をよく確認の上記載すること。
- （6）品目廃止の場合は、変更内容の変更前の欄は廃止した品目を、変更後の欄は「廃止」と記載すること。

2, 変更事項に対応する添付書類

変 更 事 項	添 付 書 類
① 氏名又は住所（法人にあってはその名称又は主たる事務所の所在地）	法人にあっては、登記事項証明書 個人にあっては、戸籍謄本又は戸籍抄本 （個人は氏名変更時のみ添付）
② 毒物又は劇物を製造し、貯蔵し、又は運搬する設備の重要な部分	変更内容の良くわかる図面等
③ 製造所、営業所又は店舗の名称	なし
④ 製造（輸入）している品目の廃止	なし（届出者の本人確認を行いますので、本人確認が出来る公的身分書をご持参ください。）
⑤ 原体で一貫製造している品目を小分け製造に変更した場合	なし